

平成23年度 “新” 家庭教育宣言 実施要項

「もっと拡がりを！」

1. 趣 旨

子どもの素晴らしい未来を願うのは、親として当然です。

しかしながら、「学ぶ意欲の低下」「自尊感情の低下」「規範意識の低下」「体力等の低下」などの、子どもの成長に不安を持つ人も多く、子ども自身も様々な問題を抱えています。

子どもたちには、幼い頃から発達段階に応じて身につけるべき資質・能力があり、それを培う原点は家庭教育との熱い思いで、平成17年度より“新”家庭教育宣言事業に取り組んでまいりました。

初年度は12単位PTAでスタートいたしましたが、**平成22年度には367単位PTAでの取り組みとなり、更に平成22年度からは市・郡・町・村P連としての広域的な取り組みも6地域で始まるなど、年々大きな拡がり**と成果を見せております。

今年度で7年目を迎えたこの事業については、今後とも本連合会の最重点事業として位置づけ、福岡県が推進している「青少年アンビシャス運動」「教育力向上福岡県民運動」なども踏まえながら、更なる拡がり^と質的向上に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

2. 主 催 福岡県PTA連合会

3. 後 援 福岡県教育委員会 福岡県

4. 応募期間 単位PTA：平成23年**4月1日（金）～5月13日（金）（厳守）**
市・郡・町・村P連：同**6月1日（水）～6月30日（木）（厳守）**
※別紙応募用紙に記入の上、FAXで申し込む。**（期間内のみ受付）**

5. 事業内容

- (1) “新” 家庭教育宣言（福岡県PTA連合会が推進している事業で、下記のような項目を参考にして、家庭において親子で相談しながら努力目標を宣言し、その実現に家族ぐるみで取り組む）運動に組織的に取り組む単位PTA及び市・郡・町・村P連を指定し、推進活動費（講師謝金・旅費等）の助成等を行う。

統一スローガン

- (例) ・つくろう我が家のルール&バランス
・考えよう 今 家庭でできること

宣言項目

(例)

- ・早寝・早起き・朝ごはん
- ・ノーテレビデー・ノーゲームデーを実行する
- ・挨拶・言葉遣い・マナーUP
- ・家の手伝いをする
- ・親子で読書

など、家庭や地域の実態に合わせて決めることができる。

- (2) 本事業を推進するにあたって、県P連、県教委（社会教育課・義務教育課・企画調整課）、県新社会推進部（青少年課・青少年アンビシャス運動推進室）による「家庭教育支援事業推進連絡会議」を開催し、本事業の一層の充実に努める。

(3) 活動費の助成について

(3.1) 応募単位

①単位PTA

- ・単位PTAとして宣言し全学年を対象に事業を計画的に推進する。

②市・郡・町・村P連

- ・市・郡・町・村P連として宣言し、全単Pの参加を対象にした事業を計画的に推進する。
- ・**郡P連と町・村P連の応募が重なる場合は、それぞれが独自の取り組みを行うことを前提として応募すること。**

(3.2) 活動費の助成

①単位PTA

- ・70の単位PTAを対象に3万円の推進活動費を助成する。
- ・助成対象の決定にあたっては以下の順位毎に先着順とする。

(第1順位) 新規宣言校

(第2順位) 平成22年度に推進活動費の助成を受けていない宣言校

(第3順位) その他の宣言校

※所属する市・郡・町・村P連が推進活動費をもらっていても助成する。

②市・郡・町・村P連

- ・県P予算総額200万円を限度として1地域につき20万円を上限に推進活動費を助成する。
- ・**助成対象地域は20地域以内とし、新規宣言地域を優先させて先着順で決定する。(20地域の場合は1地域10万円となる。)**

(3.3) 助成条件

推進活動費の助成にあたっては、研修会の開催と事後アンケートの提出を必須条件とする。

(4) 事業の推進方法について

単位PTA及び市・郡・町・村P連は、下記の事項に留意して実施要領を定め、積極的に推進する。

(4.1) 事業推進上の留意点

- ◇ 家庭教育の重要性並びに“新”家庭教育宣言の趣旨、具体的な取組方法について、文書や各種の集会等による研修の機会を設けて会員一人一人の十分な理解を深める。
- ◇ 児童生徒の実態や市・郡・町・村P連の課題に即した実施要領を策定し、それに基づき推進する。
- ◇ **5月中旬頃ブロック毎に事前説明会を開催する。(場所：各教育事務所)**
- ◇ “新”家庭教育宣言を実践する単P及び市・郡・町・村P連には、活動促進の旗印としてのぼり旗を配付する。
- ◇ 活動の計画書・予算書及び実施後の報告書・決算書を所定の様式で期日内に県Pへ提出する。なお、活動費の支出については、「“新”家庭教育宣言PTA推進活動費支出規定」に添うこと。
- ◇ 取り組みの成果と課題を把握するため、推進活動費を受けた単位PTA、市・郡・町・村P連は、10～11月中に事後アンケート調査を実施し、集計結果を11月末日までに県Pに報告する。

(4.2) 事業の流れ

推進活動費(3万円)を受ける単P/P連	推進活動費を受けない単P/P連
①参加応募届 ・ 単Pの場合(5月13日締切) ↓ ブロック別事前説明会(5月中旬頃) ↓ ・P連の場合(6月30日締切)) ↓ ②計画書・予算書(7月31日締切) ↓ ③ 計画書・予算書確認(家庭教育委員会) ↓ ④研修会開催 ↓ ⑤事業実施 ↓ ⑥事後アンケート(11月30日締切) ↓ ⑦報告書・決算書(1月31日締切)	①参加応募届 ↓ ↓ブロック別事前説明会(5月中旬頃) ↓ ・ 単Pの場合(6月30日締切) ・P連の場合(6月30日締切)) ↓ ②(計画書)(任意) ↓ ③(研修会開催)(任意) ↓ ④事業実施 ↓ ⑤報告書(1月31日締切)

(4.3) その他

- ・実践単位PTAは、家庭教育に関する各種の研修会・実践報告会等に提言を要請された場合には積極的に応じる。

6. 関連事業

(1) 県下一斉親子ふれあい運動 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動

① 年間2回実施 夏休み明け(例; 9月2日~8日)、冬休み明け(例; 1月12日~18日)

② 目的;子どもの基本的な生活習慣・規範意識の養成を目指し学校生活リズムを醸成する。

(2) 県下一斉親子ふれあい運動 「いじめ撲滅月間」

① 年間2回(6月・10月)

② いじめ撲滅への啓発

(家庭用いじめチェックリスト等の活用、いじめ防止標語コンテスト作品募集)

(3) Stop・ザ・非行 ふくおか **福岡市大会**

9月3日(土) 都久志会館

(注) 太字部分は平成22年度要項との主な相違点である。